議案第２０号

飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２６日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

提案理由

医学生に対する修学資金の貸与制度について貸与対象者の範囲を拡大するための改正

飛驒市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市医師養成資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第１条中「飛驒市の開設する」を「飛驒市内の」に、「病院等」を「飛驒市内の病院等」に、「従事」を「勤務」に、改める。

第２条各号列記以外の部分中「該当するもので」を「該当し」に、「飛驒市の開設する」を「飛驒市内の」に、「及び小児科等に従事」を「、小児科及び総合診療等の診療科の医師として勤務」に改め、同条第２号を削り、同条第３号中「指定された医療機関」の次に「又は指定された地域の医療機関」を加え、同号を同条第２号とする

第５条第１号を次のように改める。

⑴　大学を退学したとき。

第５条第３項中「第11条に規定する」を「規則で定める」に改める。

第６条第１項各号列記以外の部分中「臨床研修を終了」を「、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２に規定する臨床研修又は一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医研修（以下「臨床研修等」という。）を修了」に改め、同項第１号中「初期臨床研修を終了」を「、臨床研修等を修了」に、「飛驒市の開設する」を「飛驒市内の」に改める。

第７条第１項第２号中「直ちに臨床研修」を「正当な理由がなく直ちに臨床研修等」に改め、同項第３号中「飛驒市の開設する」を「飛驒市内の」に改め、同項第

４号中「医師の免許」を「医師免許証」に改める。

第８条第１項中「初期臨床研修を終了」を「、臨床研修等を修了」に改める。

第９条第３号中「飛驒市の開設する」を「飛驒市内の」に改める。

第10条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条第１項中「年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、この延滞利息等の額が100円未満のとき、又はこの延滞利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない」を「飛驒市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛驒市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない」に改め、同条第２項及び第３項中「延滞利息」を「延滞金」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

資　料

飛騨市医師養成資金貸与条例新旧対照表　（傍線部分は改正部分）

現　行	改正案
（目的） 第１条　この条例は、飛騨市の開設する病院又は診療所（以下「　　病院等」という。）に従事しようとする医学生に対して修学に要する資金を貸与することにより、　　病院等に勤務する医師を確保し、もって当市における安定的な医療提供体制の整備を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、飛騨市内の　　病院又は診療所（以下「飛騨市内の病院等」という。）に勤務しようとする医学生に対して修学に要する資金を貸与することにより、飛騨市内の病院等に勤務する医師を確保し、もって当市における安定的な医療提供体制の整備を図ることを目的とする。
（貸与対象者） 第２条　市長は、次の各号のいずれにも該当するもので、将来、飛騨市の開設する病院等で、内科、外科、整形外科及び小児科等に従事　　しようとする者に対し、修学に要する資金として予算の範囲内において、飛騨市医師養成資金貸付金（以下「医師養成資金」という。）を貸与することができる。 ⑴　略 ⑵　臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修及び市長が定める専門研修をいう。以下同じ。）を市長が別に定める病院（以下「協力研修機関」という。）で受ける意思のある者 ⑶　他の地方公共団体又は医療機関等から、将来医師として指定された医療機関　　に勤務することを目的とした修学資金の貸与を受けていない者	（貸与対象者） 第２条　市長は、次の各号のいずれにも該当し　　、将来、飛騨市内の　　病院等で、内科、外科、整形外科、小児科及び総合診療等の診療科の医師として勤務しようとする者に対し、修学に要する資金として予算の範囲内において、飛騨市医師養成資金貸付金（以下「医師養成資金」という。）を貸与することができる。 ⑴　略 ⑵　他の地方公共団体又は医療機関等から、将来医師として指定された医療機関又は指定された地域の医療機関に勤務することを目的とした修学資金の貸与を受けていない者
（貸与の取消し等）	（貸与の取消し等）

資　料

第５条　市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。	第５条　市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。
⑴　　退学したとき。	⑴　大学を退学したとき。
⑵～⑹　略	⑵～⑹　略
２　略	２　略
３　市長は、修学生が正当な理由がなく第11条に規定する書類を提出しない場合には、医師養成資金の貸与を一時保留することができる。	３　市長は、修学生が正当な理由がなく規則で定める　書類を提出しない場合には、医師養成資金の貸与を一時保留することができる。
４　略	４　略
（返還債務の当然免除）	（返還債務の当然免除）
第６条　市長は、修学生が医師免許証を取得し臨床研修を終了　した日の属する月の翌月から108月以内に次の各号のいずれかに該当するときは、医師養成資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除するものとする。この場合において、１月に満たない月は、１月とする。	第６条　市長は、修学生が医師免許証を取得し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２に規定する臨床研修又は一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医研修（以下「臨床研修等」という。）を修了した日の属する月の翌月から108月以内に次の各号のいずれかに該当するときは、医師養成資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除するものとする。この場合において、１月に満たない月は、１月とする。
⑴　医師免許証を取得し　初期臨床研修を終了した後、飛騨市の開設する病院等に医師として在職し診療に従事した期間（以下「在職期間」という。）が医師養成資金の貸与を受けた期間（第５条第２項の規定により貸与されなかった期間を除く。）の２分の３に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。	⑴　医師免許証を取得し、臨床研修等を修了　した後、飛騨市内の病院等に医師として在職し診療に従事した期間（以下「在職期間」という。）が医師養成資金の貸与を受けた期間（第５条第２項の規定により貸与されなかった期間を除く。）の２分の３に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。
⑵　略	⑵　略
２　略	２　略

資　料

（返還） 第７条　修学生は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた医師養成資金の総額を一括して返還しなければならない。 ⑴　略 ⑵　医師免許証を取得し、直ちに臨床研修　を受けなかったとき。 ⑶　飛騨市の開設する病院等において常時勤務医師でなくなったとき。ただし、前条第２号に該当する場合は除く。 ⑷　大学を卒業した日から２年以内に医師の免許を取得しなかったとき。 ２　略 （返還債務の裁量免除） 第８条　市長は、修学生が医師免許証を取得し初期臨床研修を終了した日の属する月の翌月から在職期間が36月に達した場合は、規則で定めるところにより、返還債務の一部を免除することができる。 ２・３　略 （返還債務の猶予） 第９条　略 ⑴・⑵　略 ⑶　必要勤務期間中、市長が認めた特別な理由で飛騨市の開設する病院等でない医療機関で医師として従事することとなったとき　その在職し、又は診療に従事する期間	（返還） 第７条　修学生は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた医師養成資金の総額を一括して返還しなければならない。 ⑴　略 ⑵　医師免許証を取得し、正当な理由がなく直ちに臨床研修等を受けなかったとき。 ⑶　飛騨市内の　病院等において常時勤務医師でなくなったとき。ただし、前条第２号に該当する場合は除く。 ⑷　大学を卒業した日から２年以内に医師免許証を取得しなかったとき。 ２　略 （返還債務の裁量免除） 第８条　市長は、修学生が医師免許証を取得し、臨床研修等を修了した日の属する月の翌月から在職期間が36月に達した場合は、規則で定めるところにより、返還債務の一部を免除することができる。 ２・３　略 （返還債務の猶予） 第９条　略 ⑴・⑵　略 ⑶　必要勤務期間中、市長が認めた特別な理由で飛騨市内の　病院等でない医療機関で医師として従事することとなったとき　その在職し、又は診療に従事する期間

資　料

⑷　略	⑷　略
（延滞利息）	（延滞金　）
第１０条　修学生は、正当な理由がなく医師養成資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、この延滞利息等の額が100円未満のとき、又はこの延滞利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。	第１０条　修学生は、正当な理由がなく医師養成資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛騨市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。
２　前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	２　前項に規定する延滞金　の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
３　第１項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。	３　第１項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金　の支払の全部又は一部を免除することができる。
以下　略	以下　略

資　料

資　料

飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例（案）要旨

1　改正の趣旨

地域医療体制の確保において、医師の確保は最も重要な課題であるが、市内の民間病院等でも医師の高齢化等の状況も踏まえ、若手医師の継続的な確保が求められるようになってきている。現況の医療提供体制を維持していくためにも、地域で活躍いただく若手医師を確保する取組みを深めていく必要があり、その体制整備のひとつとして、医学生への修学資金貸付制度の対象者範囲を拡大し、制度の拡充を図る。

2　改正の内容

飛騨市民病院の医師確保のために、飛騨市民病院に勤務しようとする医学生への修学資金貸与制度として定められている本条例を改正し、市内の民間医療機関に勤務しようとする医学生についても修学資金貸与の対象とする。

このほか、これまでの各種制度改正等に伴う医師研修制度の定義、延滞金等規定の諸整備を行う。

3　施行日　平成30年４月１日